

令和2年度事業報告

第1 事業報告の概要

1 はじめに

令和2年8月1日、改正司法書士法が施行された。使命規定が創設され、司法書士が法律事務の専門家として、国民の権利擁護に寄与すべきことが条文化された。ほかにも懲戒に関する規定が整備され、懲戒権者が法務大臣とされたこと及び懲戒処分に関する除斥期間が7年とされたこと、並びに社員が1名のみの司法書士法人が許容されることになった。また「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、司法書士の欠格事由から成年被後見人、被保佐人が除外された。この法改正に対応すべく、大阪司法書士会（以下「本会」という。）では、令和2年度（以下「今年度」という。）に、会則、規則及び規程について総会、理事会の決議を経て所要となる改正を行った。その他「職名」の定義について、本来の「司法書士」という資格の名称に統一するための手当を行った。本会会則については、改正法の施行日の前日に、法務大臣の認可があり、無事に施行日を迎えることとなった。今後、司法書士はその使命を果たすべく、社会にさらに認知され、利用されるべき役割を担っていく必要がある。

今年度は、事業執行の上で、極めて深刻かつ歴史的に重大な障害があった。いわゆるコロナ禍である。令和2年4月7日には緊急事態宣言が発令され、感染拡大予防のために本会の事業執行等も多大な影響を受けた。事業計画で予定していた様々な行事や研修、相談会等を中止又は延期せざるを得なかったほか、会館の利用も大幅な制限を行った。これらの措置は、感染拡大予防を第一の目的とし、万一、会館で感染者が確認された場合の会館閉鎖という最悪の事態を避けるためのやむを得ない対応であったので、ご理解賜りたい。なお、本会の組織員全体において、コロナ禍による受託事件数の減少などにより減益が見込まれたこと、及び本会事業自粛に伴う会員サービスの低下による会費の一部還元を考慮し、本会の個人会費・法人会費について、理事会において規程を改正し、理事会の承認を得たのち、令和2年5月分から3か月間、月額2000円減額した。

しかし、コロナ禍にあって、感染拡大予防のためWEB会議の環境を早急に整

備し、それを会員研修にも応用するなど、早々にリモートでのインフラを構築できたことは、むしろ特筆すべきことかも知れない。図らずも、事業計画の一つであった会議資料や研修資料のペーパーレス化が進んだことになった。コロナ禍が長期化する中で、会員の皆様はじめ関係者の皆様には、多大な御不便と御迷惑をお掛けしているが、引き続き御理解と御協力をお願いする。

コロナ禍の中にあり、多くの事業が中止、延期に追いやられたが、本会は、会員が職責を全うし、市民や社会の期待に応えることができるように執務環境を整え、可能な限り、司法書士が活動の場を広げることができるよう、以下のとおり事業計画に定められた事業を実施した。

2 重点方針

(1) 権利の担い手としての司法書士の周知・活用促進、適正の確保、非司法書士対策

令和2年9月24日、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）、全国青年司法書士協議会、大阪青年司法書士会との共催で、全国一斉司法書士による手続支援のための養育費相談会を開催した。毎日放送及び関西テレビの取材があり、ニュースでも放送された。また、令和3年2月28日、Zoomミーティングを使用して、WEB上で親子法律教室を開催した。

本会事業では「身近なくらしの法律家」である司法書士が、自治体や関連団体と連携し、地域で顔の見える関係（ネットワーク）を築き「つながろう、つなげよう」をスローガンに活動を行った。特に、空き家問題対策委員会では、各自治体での市民向け相談会に相談員を派遣することで、司法書士の周知・活用促進につながった。

(2) 相続登記受任促進

令和2年7月10日、法務局での自筆証書の遺言書保管制度が始まった。法務局作成の同制度のリーフレットにも本会の連絡先が掲載されている。相続登記と密接に関連する同制度について、利用者からの依頼に対して、司法書士が手続きを適正かつ円滑に実施するため、研修会や研究発表会を開催すると共に、実務上の運用について検討を行った。その他、相続登記に特化した電話相談を実施し、司法書士の紹介を希望する相談者については、名簿に基づく司法書士

紹介を行った。

また、司法書士制度150周年プレ事業に合わせ「相続は司法書士に！」のキャンペーンで制度広報を積極的に行った。

(3) 商業・法人登記受任の促進

令和元年改正会社法をテーマとした中小企業支援業務推進委員会だよりを発行した。また、令和3年2月25日、3月18日、3月23日の3回にわたり中小企業支援業務検討委員会シリーズ研修を開催した。

加えて、外国人による会社の設立、運営等に対応することができる司法書士の育成を目的として、インバウンド法務研究会を設置した。

今年度は、改正会社法の施行及び商業・法人登記における添付書面の押印義務を大幅に緩和する通達等により、商業・法人登記実務に大きな変更があった。この変更に対応するため、令和3年3月11日に改正会社法に関する研修会を開催し、3月15日に商業登記等に関する研修会を開催した。

(4) 不動産取引に関する研究

いわゆる「分かれ取引」について、近時の判例の動向を踏まえ、取引において行われる個々の執務を中心に、会員の実務の指針となるべきものをどのように示すことができるかについて、引き続き研究を行った。特に、今年度は、名古屋学院大学法学部中村昌美教授及び京都産業大学法学部草鹿晋一教授との意見交換会をそれぞれ開催し、議論の中で、研究対象や研究内容の問題点が示唆され、今後、分かれ取引を理論・実務それぞれの面から整理するにあたっての研究課題を確認する貴重な機会となった。

3 主要な具体的事業

(1) 相談業務の充実

今年度はコロナ禍の影響を受け、当初予定していた事業を中止あるいは縮小せざるをえないこととなった。しかしながら、相談事業はこのような感染症の流行や大きな災害が発生したときに需要が高まるものでもある。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況や緊急事態宣言の発出状況を勘案しながら自治体や支部との連携を密にし、市役所等における常設相談等の相談活動を実施した。また、中止縮小した面談相談に代えて、司法書士総合相談ホットライ

ン(電話相談)を週1日から週5日に増やして地域住民の相談ニーズに応えた。電話相談については、令和2年9月1日から、日司連で「令和2年7月豪雨災害のための司法書士による災害時無料電話相談」及び「新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談会」が実施され、本会も担当会として協力した。

また、相談員の確保養成のための会員研修会「相談員養成・民事法律扶助について」を実施した。

本年度の課題としていた、相談事業の拡大に伴う相談員手当など相談事業に掛かる費用の増加については、コロナ禍の影響による事業の縮小で検討が進まず、次年度への持ち越しとなった。

(2) 研修の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を最も受けたのが研修関係であった。予定していた研修会を中止若しくは延期するなどの対応に追われる状況が、現在まで継続していると言っても過言ではない。その中でも、新型コロナウイルス感染症対策のためにカリキュラムを変更したうえで、本会による新人研修を令和2年7月に行った。既会員研修については、Z o o mのウェビナーを利用したW E B同時配信システムを構築し、合計30回を超える研修を開催することができた。各委員会及び研究会が企画する研修についても、消費者問題対策委員会によるシリーズ研修、法テラス対応委員会による民事法律扶助に関する研修、市民権利擁護委員会による研修、中小企業支援業務推進委員会によるシリーズ研修、家族法研究会、会社法研究会並びにインバウンド法務研究会の企画する研修を開催することができた。

(3) 相続・遺言市民向けシンポジウム開催

令和3年3月6日、近畿司法書士会連合会(以下「近司連」という。)、日司連との共催で、法務局の協力をいただきながら、司法書士制度発足150周年のプレ事業として「遺言・相続セミナー」が開催され、本会も協力した。同時開催で相談会も実施され、特に、セミナーの様子がW E Bでも配信されたことは、本会の今後の事業執行のありかたについて、大いに参考になった。

(4) 広報事業

例年開催していた、司法書士の日に合わせた記念事業である「高校生一日司法書士」及び1月に予定していた「新年賀詞交歓会」は、ともにコロナ禍の影響

響により、中止することになった。予定していた多くの事業が中止・延期となったが、対外広報誌であるフクロッポウNEWS「コロナ禍と法律問題」を発行することができた。他にも「相続は司法書士に！」のキャンペーンで、ポスター、チラシ等を作成し、各メディアでCMを流すことにより、様々な媒体を経て司法書士をアピールすることができた。音声・映像を使用した広報は効果的であり、今後の広報活動でも活用していくため、落語家の林家染二師匠と司法書士落語の共同制作に取り組んだ。また、本会のマスコットキャラクターである「フクロッポウ」について、イラストデータを活用できるよう会員に公開し、広報活動としてフクロッポウをデザインしたエコバッグ、マスクケース等の広報グッズや着ぐるみを製作した。

(5) 非司法書士対応

司法書士法施行規則第41条の2に基づき、大阪法務局長から委嘱を受けて、今年度は、大阪法務局（本局）、同北大阪支局、同東大阪支局、同堺支局において司法書士法違反に関する調査を実施した。

他土業等による非司行為が疑われる事案について、非司法書士排除委員会において情報収集を行い、登記手続等、司法書士業務を行うことができるかのようにより市民の誤解を招きかねないホームページ上の表示等について、対象者に対し、注意喚起文書を送付し、改善を促した。また、内容が悪質な場合には、対象者から直接事情を聴き、問題点を指摘し、改善を求めた。

一般市民から寄せられた非司行為に関する情報提供について、捜査当局と連携し、対応を行った。うち、当会が刑事告発した司法書士でない者が登記申請書作成などを行った事案について、行政書士が大阪地方検察庁に送検され起訴された。

大阪法務局とともに、近畿税理士会及び大阪府行政書士会を訪問し、非司法書士行為への理解を求めるとともに各会会員への指導を求めた。

(6) 簡裁代理業務、地裁本人訴訟支援への取り組み

令和3年2月3日、大阪簡易裁判所との懇談会を実施し、意見交換を行った。令和3年2月19日、民事法律扶助をテーマとして、会員研修会を開催した。また、今年度も実施している当番司法書士制度について、相談申込の全件で当番司法書士が即時対応し、事件を処理することができた。

(7) 長期所有者不明土地・空き家問題に対する対応

令和2年6月1日、岸和田市との間で相続関係人調査に特化した「空家等対策に関する所有者等特定業務」につき協定を締結した。所有者不明問題について、相続登記の専門家である司法書士が関与することで、より迅速な問題解決につながるものである。なお、本協定に基づき空家等所有者等調査業務を受託し、本会会員を推薦した。

令和2年8月18日、寝屋川市との間で「寝屋川市の空き家流通促進に関する連携協定」を締結した。本協定は空き家の利活用を目的として設置されたものであり、流通（売買・賃貸等）を阻害する要因を各種専門家団体が除去し、空き家の減少及び定住する市民の増加を目的とし、寝屋川市が設置する「空き家流通促進プラットフォーム」の運営に協力するものである。なお、協定締結後、まもなく司法書士が担当すべき流通阻害要件の存する事件があったため、本会会員を推薦した。

令和3年3月23日、藤井寺市との間で「藤井寺市安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に関する協定書」を締結した。本協定は、市内の住環境の整備を目的とした包括協定であり、連携する7つの各種専門家団体の中で、司法書士会には、空き家対策に関すること及び災害時の避難場所等における市民向けの相談窓口に関すること等が求められている。

また、過去に協定を締結した、泉佐野市・摂津市・八尾市からも継続的に空家等所有者等調査業務や相続財産管理人の選任申立書作成業務を受託したため、本会会員を推薦した。

(8) 被災者相談への対応

日司連で実施された「令和2年7月豪雨災害のための司法書士による災害時無料電話相談」及び「新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談会」について、本会も担当会として協力した。また、近年増加している自然災害について、被災者に向けた相談会を開催するにあたり、専門相談員名簿の作成を検討した。

令和3年3月2日、枚方市との間で「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」を締結した。司法書士による被災者支援のための相談業務を円滑かつ適切に実施する。

上記(7)にも記載のとおり、令和3年3月23日、藤井寺市との間で「藤井寺市安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備に関する協定書」を締結した。空き家問題や災害時の避難所等での市民向けの相談窓口に関して連携・協力することになった。

(9) 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

今年度も本会は司法ソーシャルワークの観点から様々な方策を講じてきた。高齢者、障がい者、経済的困窮者、女性やこども、セクシュアルマイノリティー、自死遺族等への司法ソーシャルワークなどを通じて、「身近なくらしの法律家」として対応した。特に、成年年齢引下げに関して消費者被害の予防の観点から、法教育事業を通じて社会への周知を図った。

令和2年10月に予定されていた、レインボーフェスタ! 2020に相談ブースの出展を予定していたが、イベント自体がコロナ禍により延期となった。

(10) 成年後見制度利用促進法への対応

成年後見制度対応ワーキングチームを設置し、成年後見制度利用促進法への各自治体の対応について支援を行った。その他にも、大阪市社会福祉審議会及び同地域福祉専門分科会に委員を派遣し、成年後見制度利用促進計画(大阪市版)を兼ねる大阪市地域福祉基本計画案(令和3年度~令和5年度)の内容について審議に参加した。また、東大阪市社会福祉協議会との間で、成年後見制度利用促進モデル事業の業務委託契約について、検討を行った。

(11) 事務局職場環境整備

令和2年6月16日をもって、事務局長代行を務めていた課長が局長に就任した。事務局内の危機管理対策では、新型コロナウイルス感染症への対応として、事務局職員に時差出勤、時短勤務を指示し、感染予防のための対応を行った。その他、飛沫防止のためのアクリル板を設置、空気清浄機の導入、消毒液・検温計の設置などを行った。そのほか、ペーパーレス化検討ワーキングチームで、事務局内の資料の保管方法、PDF化について検討を行った。また、今年度は本会と会員との間で情報の集配信ができる新たなシステムをリリースした。

(12) 会員の安全確保への対応

情報集配信システムが2月より正式に稼働した。同システムの活用事例とし

て、令和3年3月11日、東日本大震災から10年となるこの日に、会員安否確認のための一斉テストメール配信を行った。

第2 事業報告細目

1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士法違反に関する調査

ア 大阪法務局長からの委嘱により、大阪法務局(本局)(令和2年10月2日)、同北大阪支局(令和2年10月1日)、同東大阪支局(令和2年10月6日)、同堺支局(令和2年10月8日)において司法書士法違反に関する調査を行い、当会館にて令和2年10月28日、事後調査を実施し、同局へ報告した。

イ 他士業や無資格者による非司行為が疑われる事案について、対象者に対し是正を求める通知等を行った。また、必要に応じ、対象者に来館を求め、事情を聴取し、疑わしき内容については是正を求めた。

ウ 近畿税理士会、大阪府行政書士会に赴いて、非司行為に関しての会員への指導、周知を依頼した。

エ 他士業者の非司行為に関する情報提供に基づいた調査を引き続き行い、告発や懲戒請求を行った。

(2) 執務に関する会員事情確認及び執務調査に基づく指導

1名の会員(司法書士会員)に対して事情確認及び指導を行った。また、確認後その結果を会長に報告した。

(3) 綱紀調査案件の対応

綱紀調査事案32件について綱紀調査委員会を35回開催し、事案の調査を行った。

(4) 注意勧告事案の対応

注意勧告を8件行い、その事案は3年間研修単位未取得であった。なお、注意勧告を行わないと決定した事案は4件であった。

(5) 量定意見小理事会の運営

量定意見小理事会において、15件について量定意見の検討及び審議を行った。

(6) 綱紀調査手続の改善策の検討・実施

綱紀調査手続について、綱紀調査委員会正副委員長との打合せを行い、改善策の検討を行った。

(7) 登録調査の実施

新規登録申請者及び変更の登録申請者全員に対し、登録調査委員会にて面接調査を行い(計29回)、倫理意識の向上と事故のない執務姿勢を保持するよう注意を喚起した。また、会員研修会及び公益的活動への積極的な参加を求めるとともに、会則や執務規則等を遵守するよう求めた。

(8) 司法書士倫理の維持向上

本会へ寄せられた情報に基づき、会員への事情確認や指導を行った。また、倫理研修を実施するなど適正執務の確保に努めた。

(9) 会員の年間業務報告調査の実施

会員に対して、今年度分の業務報告書の提出を促し、集計結果を日司連に報告した。

(10) 各種ハラスメントの対応

各種ハラスメントに関する相談はなかった。

2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士会関連法規集の改訂

改正された規則、規程等について、会員専用ホームページに掲載の関連法規集の更新作業に取り掛かった。また、冊子としてダウンロードできる分も更新作業に取り掛かった。

(2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営

ア フクロッポウ・ネットサービスについて、今年度第1282号から第1400号まで119回配信した。毎週水曜日に定期配信を行い、最新の情報については随時配信を行った。

イ 未加入の会員に対し、フクロッポウ・ネットサービスの加入案内を行い利用促進に努めた。(令和3年3月31日現在1,990名登録)

(3) 会務通信の調製・発行

毎月会務通信を発行した。令和2年12月までは奇数月は電子版を配信し、偶数月は電子版を配信するとともに冊子版を郵送していたが、令和3年度1

月から電子版のみの配信とした。また、会員専用ホームページにも掲載した。

(4) 会員への情報提供、資料発行

基本通達等の会員へ提供すべき情報について、会員専用ホームページに掲載し、フクロポウ・ネットサービスにより会員に周知し、業務資料、会員の異動状況及び支部の活動状況等について会務通信に掲載した。また、会員専用マイページ内の取得研修単位の表示箇所につき、甲類、倫理等の取得状況が確認できるように一部改訂した。

(5) 会員名簿の発行

令和2年9月1日現在における会員名簿を編集し発行した。前年度同様、冊子での会員への配布は行わず、会員専用ホームページに会員名簿を掲載した。

(6) 会報大阪PONTÉの発行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業が滞っていたため、発行することができなかった。

3 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業

(1) 司法書士会員の登録事務、会員証の発行

ア 新入会員への登録証交付式時に、会長及び副会長から入会に際しての諸注意等を行った。また、支部長及び各関連団体役員も同席し、支部活動や関連団体の活動内容について説明をするとともに、積極的な参加を呼び掛けた。また、新型コロナウイルス感染症対策として、人数を制限し、会場を広げて行った。

イ 新規入会者及び事務所移転による会員証再発行申請者に対して、速やかに会員証作成の手配をし、発行した。

4 司法書士法人の届出の事務に関する事業

(1) 法人会員の登録事務

法人会員の入会・変更・解散等の届出について速やかに処理を行うとともに、法人会員への所属者や脱退者についての届出が遅滞なく行われるよう注意を払った。

5 相談に関する事業

(1) 司法書士総合相談センターの運営

司法書士総合相談センター各所において、次のとおり無料相談を実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言期間中は相談を中止し、期間外はパーティションの設置、消毒、換気などの感染対策を取った上で、相談センター北、堺については密を避けるため2ブースを1ブースにして実施した。

ア 司法書士総合相談センター北

相談日時：毎週月～金曜日 午後1時30分～午後4時30分

イ 司法書士総合相談センター堺

相談日時：毎週月・水～金曜日 午後1時30分～午後4時30分

ウ 司法書士総合相談泉佐野

相談日時：毎週水曜日 午後1時30分～午後4時30分

(2) 司法書士総合相談ホットラインの運営

相談センターの面談相談を中止したことに伴い、毎週水曜日実施していたホットラインを毎週月曜から金曜までの午後1時30分から午後4時まで（ただし、事務局閉局期間を除く）として実施した。（相談件数1,623件）

(3) 成年後見常設相談の実施

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言下において一時相談会を休止した。相談件数は下記のとおりである。

ア 司法書士総合相談センター堺における面談相談（相談件数23件）

相談日時：毎週火曜日 午後1時30分～午後4時30分

イ 本会会館における面談相談（相談件数45件）

相談日時：毎週木曜日 午後1時～午後4時

ウ 各事務所における電話相談（相談件数736件）

相談日時：毎週月曜日～金曜日 午後1時～午後4時

(4) 相続登記手続電話相談の運営

相続登記に特化した電話相談として、毎週火曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施し、各回2名の相談員にて対応した。また、司法書士の紹介を希望する相談者については、名簿に基づく司法書士紹介を行った。ただし、緊急事態宣言期間中は各種相談を中止した。（相談件数182件、紹

介件数 13 件)

(5) 女性とこどものための専門相談の運営

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による相談休止期間を除き、毎月1回の常設相談8回、予約相談5回、計13回の相談会を実施した。

(6) ホームレス巡回相談との連携

ア 大阪府社会福祉協議会との委託契約により、生活困窮者自立相談事業にかかる相談員4名を選定した。

イ 令和3年2月16日、大阪弁護士会館にてホームレス巡回相談集計報告会が開催され、相談員のうち5名が出席した。

(7) 「司法書士の日」特別相談会の実施

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で「司法書士の日」記念無料法律相談会は中止となった。

(8) 社会問題等に対応し臨時に行う相談活動

ア 全国一斉養育費相談会への参画

令和2年9月12日、大阪青年司法書士会との共催にて、電話による「全国一斉養育費相談会」を開催した。(相談件数 15 件)

イ 令和2年7月豪雨災害及びコロナの被災者のための無料相談

日司連が行う「令和2年7月豪雨災害のための司法書士による災害時無料電話相談」及び「新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談会」の担当会として、令和2年9月1日から12月28日までの毎週火曜日午後2時から午後5時と毎週木曜日午後5時から午後8時まで、転送電話による電話相談の対応を行った。(相談件数 豪雨相談 4 件、コロナ相談 2 件)

ウ 「司法書士制度150周年記念プレ事業、遺言・相続セミナー」相談会の実施

令和3年3月6日、司法書士制度150周年記念のプレ事業である、遺言・相続セミナーと同時開催で相談会を実施した。(相談件数 2 件)

エ 「民事法律扶助業務における書類作成援助にかかる出張相談手当助成」

制度について、令和3年2月28日までに11名の会員から計48件の申込みがあり、全件について助成を行った。

(9) 法テラスセンター相談との連携

毎週水曜日、日本司法支援センター大阪地方事務所(以下「法テラス大阪」という。)にセンター相談担当者を派遣した。

(10) 自治体等との契約等に基づく相談員派遣

ア 府内55か所での常設相談に、地元支部所属の会員を中心とした相談員を派遣した。

イ 大阪法務局構内登記相談の運営

令和2年4月から本会事業として実施した。緊急事態宣言期間中は相談を中止し、期間外は密を避けるため、土地家屋調査士との共催の水曜日のみ休止した。

(11) 自由業団体連絡協議会合同相談会への参画

今年度は自由業団体連絡協議会による「専門家による合同無料相談会」は開催されなかった。

(12) 他団体が実施する相談事業への協力

令和2年10月、大阪法務局、各自治体、総務省近畿管区行政評価局等からの要請を受け、相談員を派遣した。

(13) 支部相談事業の委嘱及び管理

現在支部に委嘱している相談事業は9件である。

(14) 会員の相談技法向上に関する取組

令和3年2月19日、相談員名簿の登録要件として「相談員養成・民事法律扶助について」をテーマに会員研修会を開催した。

(15) 当番司法書士の実施

前年度から開始した当番司法書士について相談申込が24件あり、うち24件について当番司法書士が即時対応し、事件を処理した。

(16) 相続登記未了問題にかかる相談会の実施

令和3年3月6日、相続登記推進のために近司連、日司連との共催で行われた「司法書士制度150周年記念プレ事業 遺言相続セミナー」と同時開催で無料相談会を開催した。(相談件数2件)

(17) 権利擁護相談活動

ア 大阪市等の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会専門職

派遣への参画

大阪市において、権利擁護支援の必要な人を地域において発見し、必要な支援に結びつける相談機能の強化を図るために、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「リーガルサポート大阪」という。）と連携して専門職を派遣した。また、大阪府・堺市においても同様に専門相談員を派遣した。

イ 出張相談事業の実施

法的問題を抱えているにもかかわらず、高齢や心身の障がいにより法的サービスを自発的に求めることが困難な方を対象として、福祉機関、医療機関等（以下「関係機関」という。）からの要請を受けて当該関係機関へ相談員を派遣する出張相談事業を継続した。

（18）災害時の相談員名簿の整備

近年増加している自然災害の被災者に向けた相談会の開催のための専門相談員の名簿作成について検討した。

6 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業

（1）裁判外紛争解決手続の啓発活動

令和3年7月及び8月に開催予定の令和2年度司法書士試験合格者向け新人研修にて、公益社団法人民間総合調停センター（以下「民間総合調停センター」という。）の紹介や手続の流れを説明する予定である。

（2）民間総合調停センターの活動への参画・連携

ア 民間総合調停センター和解あっせん人候補者として継続推薦を含めて計33名を本会から推薦し、副理事長、監事、運営委員、財務委員に計14名、その他総務、事業運営、広報、研修の各部会に出向した。令和2年6月に開催された、同センターの総会には本会会長が出席した。各委員会、部会後の理事会は年6回開催された。

イ 民間総合調停センター主催の研修は、出向者や和解あっせん人候補者名簿登載者以外の本会会員も受講することができ、研修単位も付与されるため、広く本会会員にも受講を呼びかけた。

ウ 申立受理件数が減少状態にあり、今年度も利用促進の検討を行った。

7 研修に関する事業

(1) 会員研修(業務関連・周辺分野)の実施

職務能力を向上させることを目的とし、外部講師・内部講師により33回にわたり会員研修会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年4月開催予定であった2回の会員研修会が中止となり、緊急事態宣言下で延期となった会員研修会もあった。

(2) 会員研修(倫理等)の実施

ア 令和2年10月10日「第1部『訴訟実務のノウハウと倫理』第2部『民事裁判のIT化と司法書士の役割』第3部『パネルディスカッション』」をテーマに会員研修会を実施した。

イ 令和2年11月17日「違反行為等の防止に係る司法書士倫理」をテーマに会員研修会を実施した。

ウ 令和2年12月14日「依存症を抱えた依頼者からの相談についての心構え」をテーマに会員研修会を実施した。

エ 令和3年2月19日「『相談員養成』『民事法律扶助について』」をテーマに会員研修会を実施した。

オ 令和3年3月2日「生活保護制度～正しく知って依頼者の権利擁護に」をテーマに会員研修会を実施した。

カ 令和3年3月12日「司法書士として、自死問題への関わり方、相談があった時の対応」をテーマに会員研修会を実施した。

キ 令和3年3月19日「DVD研修 不動産登記と倫理」をテーマに会員研修会を実施した。

ク 令和3年3月29日「DVD研修 なぜ、法律専門職が犯罪を起こすのか - 犯罪心理学の視点から - 」をテーマに会員研修会を実施した。

(3) 新人研修(集合研修・配属研修)の実施

ア 平成31年・令和元年度の司法書士試験合格者を対象として令和2年3月に開催予定であった新人研修が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて中止となったため、令和2年7月18日、19日の2日間に代替研修を開催した。

イ 令和2年度の司法書士試験合格者を対象とした新人研修は令和3年7月17日・18日・24日・25日・31日、8月1日の6日間で、配属研

修は令和3年7月5日から同月30日の18日間でそれぞれ実施することとなった。

ウ 主に前年度司法書士試験合格者を対象とした、簡裁訴訟代理等能力認定
考査に合格するために必要な知識を講義と実践的な問題を通じて学ぶ研修
会を、令和2年8月7日に実施した。

(4) 裁判実務実践研修(研修講師養成)の実施

今年度は実施しなかった。

(5) 専門分野相談員の養成研修の実施

相談部門が企画した相談員登録の要件となる、令和3年2月19日「【倫
理研修】『相談員養成』『民事法律扶助について』」をテーマとした会
員研修会の開催につき、承認した。

(6) 会員の研修履修機会の拡充策の実施

ア 会員専用ホームページの映像配信システム(オンデマンド)に、令和3
年3月末現在まで33本の会員研修会を配信した。

イ リーガルサポート大阪と共催にて開催した会員研修会のうち、3本を会
員専用ホームページの映像配信システム(オンデマンド)に配信した。

ウ 夕刻から開催の会員研修会に参加できない会員への対応として、日中の
会員研修会を4回実施した。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事務所や自宅でも
会員研修会に参加できるよう、Zoomのウェビナー機能を利用した会員
研修会の同時配信の運用を始めた。

(7) 研修所定単位未取得者への対応

ア 研修規則第9条第1項に基づき、前年度に取得を要する研修単位数を取
得していない会員に対して、会長指示を行った。

イ 会員専用マイページ内の取得研修単位の表示箇所につき、甲類、倫理等
の取得状況が確認できるように一部改訂した。

(8) 日司連が行う年次制研修の運営

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年度年次制研
修は中止となった。

(9) 研修教材の作成及び選定

日司連から提供を受けた新入会員研修プログラムの研修教材の活用方法について検討した。

(10) 研修情報の収集及び分析

研修会議において、月報司法書士等に掲載されている研修会情報を収集し、内容について検討した。

(11) 研修制度の研究及び開発

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、日司連主催の会員研修会の同時配信は実施しなかった。

(12) 研修講師の養成及び派遣

ア 令和3年2月2日開催の日本公認会計士協会近畿会主催「社会保障委員会 社会福祉法人専門委員会社会福祉法人向け研修会」に会員1名を講師として派遣した。

イ 令和3年3月6日開催の近司連、日司連との共催で行われた司法書士制度150周年記念プレ事業「遺言・相続セミナー」第3部の講演会「変わる！令和の相続・遺言」（本会・和歌山県会で放映）に家族法研究会座長を講師として派遣した。

8 業務関係法規の調査及び研究に関する事業

(1) 家族法の研究及び成果の発表

ア 家族法研究会を10回開催した。

イ 研究成果を会員専用ホームページに掲載した。

ウ 令和3年3月27日、近司連と共催で、家族法研究会研究発表会「相続法の改正と遺言実務等における新たな課題の検討～司法書士の遺言実務等で判断に迷う事案解消の道標～」を実施した。

(2) 会社法の研究及び成果の発表

ア 会社法研究会を5回開催した。

イ 会員研修会の実施

(ア) 令和2年12月11日「第1部『株式譲渡にまつわる諸問題』第2部『裁判例に見る株主総会決議取消し』」をテーマに会員研修会を実施した。

(イ) 令和3年3月11日「令和元年改正会社法」をテーマに会員研修会を実施した。

(3) 不動産取引業務の研究及び成果の発表

事業報告の重点方針にもあるとおり、いわゆる「分かれ取引」について、近時の判例の動向を踏まえ、取引において行われる個々の執務を中心に、会員の実務の指針となるべきものをどのように示すことができるかについて引き続き研究を行った。

(4) 上記3項目以外の研究成果発表

ア 業務研究委員会では信託法人設立を目指す方針を転換し、2チーム体制により、司法書士にとって将来役に立つであろう事業の模索を行った。主なものは次のとおりである

(ア) 信託を活用した業務の研究

(イ) 法務局での自筆証書遺言書保管制度の実務での活用方法の研究

(ウ) デジタルガバメント実施計画に関する研究

(エ) 法制審議会民法不動産登記部会の要綱案等を基にテーマ別の業務における活用方法の研究

イ インバウンド法務研究会を新設し、外国人による会社の設立、運営や不動産の売買を含め、外国人による日本への投資等のいわゆるインバウンドの法務に対応できる司法書士の育成を目標に研究を進め、令和3年3月24日に、「インバウンド(対日投資)の現状と今後」と題し、「対日投資及びインバウンド振興に向けた取り組み」「外国企業が日本で営業するまでの概要」「インバウンドの実務と法務専門家に期待する役割」を内容とする会員研修会を開催した。

(5) 法規に関するパブリックコメント等の対応

ア 令和2年3月30日、通知のあった「懲戒処分の訓令の改正に関する意見募集について」に関して、令和2年4月9日、日司連に対して意見を提出した。

イ 令和2年6月19日、公示された「『司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方(処分基準等)(案)』に関する意見募集について」に関して、令和2年7月20日、法務省民事局商事課宛に意見を提出した。

ウ 令和2年9月1日、公示された「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正」に関して、令和2年9月30日、法務省民事

局参事官室宛に意見を提出した。

(6) 外部研究会への参加・学識経験者等の招聘

ア 令和2年10月7日「龍谷大学大学院地域公共人材総合研究プログラム協定先懇談会」に研修所担当副所長が参加した。

(7) 情勢に応じたWT・PTの組成

ア 成年後見制度対応ワーキングチームを設置した。成年後見制度利用促進法への各自治体の対応・支援を行い、また、本会とリーガルサポート大阪の連携を強化するための方策を策定するため検討を重ねた。

イ グレーゾーン対応ワーキングチームを設置した。前年度に引き続き民間事業者による登記業務参入等に関して研究を行った。

ウ 民訴法改正パブリックコメント対応ワーキングチームを設置した。「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」に関する意見募集に対応するため設置した。

(8) 家庭裁判所との連絡協議会への参加

今年度は実施されなかった。

9 業務関連図書及び用品の購入の斡旋・頒布に関する事業

業務関連図書及び用品の斡旋・頒布

会務通信で図書室新着図書を案内し、大阪司法書士協同組合(以下「協同組合」という。)があっせんする図書の案内を行った。

10 福利厚生に関する事業

福利厚生事業の協同組合との協働

協同組合主催の福利厚生事業(支部親睦ソフトボール大会、支部対抗ゴルフ大会等)は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

11 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業

(1) 法務局との連絡・情報交換・交流

ア 木曜会の開催をはじめ、登記オンライン申請率向上策や登記相談の見直し、非司法書士対策の件などに関して連絡・情報交換・交流を行った。

イ 登記実務研究会

(ア) 令和3年3月17日、不動産登記実務研究会を開催した。(法務局出席者3名、本会出席者3名)

(イ) 商業・法人登記実務研究会については書面によるものとなった。

ウ 登記事務連絡会

各支部と法務局との登記事務連絡会について、本会ホームページにその結果を掲載するため、近年の協議内容等について検討を行った。

(2) 登記手続業務に関する取組

不動産登記、商業法人登記の近時の実務の動向について、その把握に努め検討を行った。それとともに民法の債権法・相続法改正（遺言書保管制度を含む）、会社法改正を見据え、法務省、法務局の登記制度に関する施策の情報収集と検討を行った。

また「商業登記規則の一部を改正する省令案の概要に関する意見募集」について、検討を行った。

(3) 登記オンライン申請の推進に関する取組

登記オンライン申請に関して情報収集と対応の検討を行った。

(4) 登記実務研究会の開催

令和3年3月17日、不動産登記実務研究会を開催した。

(5) 裁判関係業務に関する取組

令和3年2月3日、大阪簡易裁判所との懇談会を開催し、懸案事項につき質疑を行った。

(6) 調停委員勉強会の開催

今年度は勉強会を開催しなかった。

(7) 裁判所との事務連絡会・情報交換・交流

第6民事部での取扱い変更の件や入庁検査実施の件、及び後見事件の取扱いなどについて連絡・情報交換・交流を行った。

(8) 法改正に関する取組

法改正対応委員会の事業として毎年行ってきた東京の議員会館での国会議員の先生方への法改正、要望事項等の説明は、昨年度に引き続き今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、中止せざるを得なかったが、令和3年2月13日に大阪司法書士会館にて、民法・不動産登記法改正要綱案等について国会議員へ説明を行った。

(9) 民事法律扶助の利用促進

- ア 民事法律扶助契約司法書士が26名増加し、653名(うち法人24)となった。
- イ 令和2年12月7日、法テラス大阪に派遣している審査委員との意見交換会を開催した。
- ウ 令和3年2月19日、倫理研修として「民事法律扶助」をテーマとした会員研修会を開催した。
- エ 各支部及び関連団体を対象として民事法律扶助利用促進のための研修会に対して講師派遣する事業を実施した。西支部、堺支部、大阪青年司法書士会、リーガルサポート大阪豊能ブロックから講師派遣の申込があり、それぞれ講師を派遣した。
- オ 出張相談における民事法律扶助及び特定援助対象者法律相談援助の促進を目的として、リーガルサポート大阪との間で協議を行った。

(10) 法テラス大阪との連携

- ア 法テラス大阪に副所長、審査副委員長、審査委員を派遣した。
- イ 令和2年11月13日、日司連が開催の法テラス地方事務所司法書士副所長会議に本会から出向している副所長が参加した。
- ウ 令和3年3月10日、法テラス大阪と本会との実務協議会を行った。

(11) 後見業務に関する取組

司法ソーシャルワークの一環として、地域包括支援センター等と連携を取り、高齢者、障がい者、生活困窮者へのアウトリーチに努め、後見業務受託につなげた。

(12) 中小企業支援業務に関する取組

- ア 中小企業支援業務に関する取組として、司法書士の企業法務分野の知識向上及び人材育成、中小企業に特化した専門相談員の育成及び名簿作成を目的とし、会員に対する中小企業分野のシリーズ研修(3回)を開催した。
- イ 本会の中小企業支援業務の对外広報ツールとして、クライアントに対する配布物の一案である「中小企業支援業務推進委員会だより」を発行した。

1.2 司法書士賠償責任保険及び司法書士会賠償責任保険に関する事業

賠償責任保険の支払に関する審議と給付

賠償責任保険の支払に関する審議と給付について、事故処理委員会にお

いて、給付申請事案を審議の上、給付請求を行った

1 3 統計に関する事業

(1) アンケートなどによる情報収集

ア 日司連の「裁判業務に関する調査」に協力した。

イ 日司連の「法定相続情報証明制度及び法務局における遺言書の保管制度に関する調査」に協力した。

1 4 講演会及び講習会等の開催に関する事業

(1) 法教育活動の普及及び実践

高校生等法律講座及び小学校出前授業

大阪府内の高校等及び小学校27校に対し、高校生等法律講座及び小学校出前授業を行った。講座対象人数は3,570名、参加司法書士は延べ19名であった。

(2) 講師交流会の開催

令和2年9月29日に高校生等法律講座登録講師を対象とする講師交流会をオンライン(Teams)により開催した。

(3) 親子法律教室の開催

令和3年2月28日に小学校4・5年生及びその保護者を対象とする「親子法律教室」をオンライン(Zoom)により開催した。法教育教材「解釈のちから」を使用し、ある「きまり」について善い決まりなのか悪い決まりなのかを考え、「解釈する」ことを通じて全体を俯瞰する能力の向上を目的とするグループワークを行った。参加人数は19組38名であった。

(4) 市民公開講座及び相談会の開催

例年リーガルサポート大阪との共催で一般向け成年後見説明会を開催しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催は2支部にとどまった。

(5) 市民後見人養成の支援

大阪府、大阪市、堺市の各社会福祉協議会が実施運営する市民後見人養成講座や専門相談等へ委員を派遣し、市民後見人の養成及び活動支援を行った。

(6) 対外的な講演会・シンポジウム等の開催

令和3年3月6日に近司連、日司連との共催で、「遺言・相続セミナー」

を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、会場での集客を断念し、本会ホームページ上で講演会をY o u T u b eにて配信した。

(7) 相続遺言に関する講師派遣等

(8) 他団体等への講師派遣等

1 5 広報活動に関する事業

(1) マスメディア等宣伝媒体を利用した広報

ア 近司連、日司連との共催で、令和3年3月6日に「遺言・相続セミナー」を開催し、その広報として、近司連と各单位司法書士会共同で制作したCMの一部を本会オリジナル映像に変更し、令和3年2月1日から3月5日までテレビ大阪で放映した。

また、3月26日の毎日新聞朝刊に採録記事及び新聞広告を掲載した。

イ 近司連と各单位司法書士会共同でテレビCMを、令和3年2月1日から同月28日まで朝日放送及び毎日放送で放映した。

ウ 大阪メトロ谷町四丁目駅の中央線上りホームに広告看板を継続して掲出した。

エ 大阪メトロ谷町四丁目駅の改札外(8号出口方面)階段下に広告看板を継続して掲出した。

オ 大阪メトロ谷町四丁目駅の谷町線上りホームに広告看板をリーガルサポート大阪と共同で継続して掲出した。

カ 大阪メトロ谷町四丁目駅の駅周辺案内図に会館の案内を継続して掲出した。

キ 京阪天満橋駅構内の司法書士総合相談センターの広告看板を継続して掲出した。

ク 八尾コミュニティ放送局「FMちゃお」の協賛をした。

ケ フリーアナウンサーの山本浩之氏を起用した制度広報のためのポスター・チラシを作成した。

コ 本会マスコットキャラクターのフクロッポウの着ぐるみを制作した。

サ 広報頒布品として本会マスコットキャラクターのフクロッポウをデザインしたエコバッグを制作した。

シ 広報頒布品として本会マスコットキャラクターのフクロッポウをデザイ

ンした付箋を2種制作した。

ソ 広報頒布品として本会マスコットキャラクターのフクロッポウをデザインした抗菌マスクケースを制作した。

タ 落語家の林家染二師匠と司法書士落語の共同制作に取り組んだ。

(2) ホームページの充実

ア 司法書士検索ページの改訂を行った。司法書士検索ページに「お住いの近くから検索する」という項目を新たに設け、市区町村名から検索した際に、その市区町村に事務所のある司法書士の数を表示するように改訂した。

イ お知らせ等の情報を随時更新した。また、イベント開催の際は、バナーの作成等を行い、必要な情報を見つけていただきやすいページ作りを心掛けた。

(3) フクロッポウNEWS等の対外広報誌の発行

対外広報誌フクロッポウNEWSの33・34号を発行した。併せて本会ホームページにも掲載した。各号のテーマと発行日は下記のとおりである。

・33号：令和2年10月12日発行

特集テーマ：「コロナ禍と法律問題」

・34号：令和3年3月15日発行

特集テーマ：「司法書士ってどんな仕事？」

(4) 「司法書士の日」一日司法書士の実施

司法書士の日記念事業として開催予定だった「高校生一日司法書士」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の社会情勢を鑑み、開催を見合わせた。

(5) インターンシップ学生等の受入れ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、今年度は中止となった。

(6) クライシスコミュニケーションへの対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対応研修等の開催を見送った。

(7) 記者懇談会の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催を見合わせた。

(8) 新年賀詞交歓会の開催

令和3年1月18日にリーガロイヤルホテル大阪にて開催予定だった「新

年賀詞交歓会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の社会情勢を鑑み、開催を見合わせた。

1 6 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業

(1) 紛議調停の運営

紛議案件について紛議調停委員会を開催した。(事案 3 件中、成立 1 件、不成立 2 件)

(2) 市民窓口の運営

計 9 回の苦情対応窓口活動を行い、計 1 7 件(うち、文書での申出 1 件) の相談を受付けた。必要に応じて、対象会員への通知文書の発送(1 3 件) を迅速に行った。

1 7 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業

情報公開関連諸規定に基づく情報公開

情報公開関連諸規定に基づき、情報を公開した。

1 8 公共嘱託登記の受託推進に関する事業

公共嘱託登記司法書士協会への助言

公共嘱託登記の受託推進へ向けて協力した。

1 9 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 少額裁判報酬助成の審査及び給付

今年度の助成申込件数は 9 件であり、審査の結果、合計 4 5 万円の報酬助成を行った。

(2) 会員に対する公益的活動の推進

公益的活動に関する規則・規程に基づき、会務通信及びフクロッポウ・ネットサービスにより活動報告の提出についての周知を徹底した。

(3) 労働問題に対する取組

今年度は対応しなかった。

(4) 災害復興支援に関する取組

東日本大震災における被災者・避難者の支援に関する事業として、本会が支援団体として登録している大阪府下避難者支援団体等連絡協議会(ホットネットおおさか) に参画し、同協議会の定例会議に参加した。

(5) 各種依存症対策の推進に関する取組

ア 大阪府依存症関連機関連携会議ギャンブル等依存症地域支援体制推進部に会員を派遣した。

イ 堺市依存症対策推進懇話会に会員を派遣した。

(6) 消費者問題に関する取組

ア 消費者問題研修講師派遣案内の配布及び講師派遣

例年、大阪府内の消費者安全課や消費生活センターなどの消費者部門及び一部の社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに対し、行政との結びつきを深め、消費者問題被害防止や被害救済のための連携を図ることを目的として、消費者問題研修講師派遣案内を送付若しくは持参しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、こうした案内を中止した。

今年度は、依頼のあった下記2自治体等に講師として消費者問題対策委員会委員を派遣した。

(ア) 岸和田市社会福祉協議会 令和2年10月24日

(イ) 富田林市 令和3年1月20日

イ 外部研修会・講習会への参加

以下の外部開催の研修会・シンポジウム等に消費者問題対策委員会委員を派遣し、情報収集や他団体との交流に努めた（Zoomなどのオンライン開催分も含む）。

(ア) 令和2年9月20日「第40回クレサラ被害者交流集会プレ・オンライン集会“大分岐の時代～私たちが未来を作る”」

(イ) 令和2年10月1日、京都弁護士会主催「民法改正と消費者問題」

(ウ) 令和2年10月24日、NPO法人ひょうご消費者ネット主催「シンポジウムこれからどうつきあっていく?～with銀行 金融商品 キャッシュレス～」

(エ) 令和3年1月29日、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会主催「債務整理ガイドライン（被災ローン減免制度）コロナ特例の基礎を知ろう！」

(オ) 令和3年2月1日消費者契約法の改正を実現する連絡会主催「3Kの消費者被害をどう救済するか 河上正二先生を招いてのZoom勉強会」

ウ 会員研修会の開催

- (ア) 消費者問題シリーズ研修 応用編「様々な決済手段を利用した消費者取引に関する実務上の留意点 - 法改正の動向もふまえて - 」(令和2年7月14日)講師:静岡県司法書士会 山田 茂樹 氏
- (イ) 「新手的ヤミ金問題~偽装ファクタリング・後払い現金化サービス・個人間融資など~」(令和2年12月17日)講師:大阪司法書士会 前田 勝範 氏

エ 「訪問販売お断りステッカー」作成

大阪府消費者保護条例では「拒絶の意思を表明している消費者に対して勧誘」することを不当な取引行為として禁じている。高齢者等の自宅に貼付してもらい、消費者被害の未然防止のために役立てることを目的に「訪問販売お断りステッカー」を作成し、大阪府下の消費生活センターや地域包括支援センター等への配布を実施した。

新たにリーガルサポート大阪も配布に協力いただけることとなり、ステッカーに予てからの大阪司法書士会の記載に加え「リーガルサポートおおさか」の記載を加えたデザインのもを新たに作成し、引き続きの配布を予定している。

(7) 自死問題に対する取組

- ア 大阪府自殺対策審議会委員に会員を派遣した。
- イ 大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会委員に会員を派遣した。

(8) 生活困窮者問題に対する取組

- ア 経済的困窮者に対する法律支援事業として、52件の出張法律相談、うち25件の生活保護申請への同行等に対して報酬助成を行った。
- イ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

令和2年9月20日「第40回クレサラ被害者交流集会プレ・オンライン集会 “大分岐の時代~私たちが未来を作る”」

ウ 会員研修会の開催

令和3年3月2日、リーガルサポート大阪との共催により「権利擁護専門相談員」養成研修(B類)として会員研修会【倫理研修】「生活保護

制度～正しく知って依頼者の権利擁護に」（講師：花園大学 社会福祉学部教授 吉永 純 氏）を行った。

（ 9 ）空き家問題対策に関する取組

ア 空家等対策協議会等への参加

（ア）大阪市、阪南市、松原市、守口市、四条畷市、東大阪市、大東市、八尾市、柏原市、羽曳野市、枚方市、岸和田市の空家等対策協議会に本会から推薦した空き家問題対策委員会委員が参加した。

（イ）茨木市、太子町の空家等対策協議会に本会から空き家問題対策委員会委員を推薦した。

（ウ）寝屋川市の空家等老朽危険建築物等対策協議会に本会から推薦した空き家問題対策委員会委員が参加した。

（エ）寝屋川市の空家流通推進プラットフォームに本会から推薦した空き家問題対策委員会委員が参加した。

イ 空家等対策セミナー・相談会への講師及び相談員派遣

（ア）毎月1回、堺市の「住宅専門家相談」の相談員として「大阪司法書士会空き家問題の予防及び解決に取り組む司法書士名簿」登録者を派遣した。

（イ）西成区、松原市、泉南市、高槻市、の市民向けセミナーへ相談員を派遣した。

（ウ）大東市の専門家による空家に関する相談会へ相談員を派遣した。

（エ）西成区、高槻市の市民向けセミナーへ講師を派遣した。

ウ 自治体との協定締結

（ア）令和2年6月1日、岸和田市と空家等対策に関する所有者等特定業務についての協定を締結した。

（イ）令和2年8月18日、寝屋川市と空き家流通推進に関する協定を締結した。

（ウ）令和3年3月23日、藤井寺市と藤井寺市安心で快適に暮らせる住環境の整備に関する協定を締結した。

エ 自治体との協定に基づく受託業務

（ア）泉佐野市との空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の

対策における業務の遂行に関する協定に基づき、空家等所有者等調査業務を6件、相続財産管理人の選任申立書類作成業務を3件受託した。

(イ) 岸和田市との空家等対策に関する所有者等特定業務に関する協定に基づき、空き家等所有者等調査業務を4件受託した。

(ウ) 八尾市との空家等対策の連携に関する所有者等特定業務に関する協定に基づき、空き家等所有者等調査業務を3件受託した。

(エ) 摂津市との空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の対策における業務の遂行に関する協定に基づき、空き家等所有者等調査業務を1件受託した。

(10) その他社会問題、人権問題等に対する取組

ア 令和2年10月10日、11日に開催の「レインボーフェスタ! 2020」に参加及びブース出展をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりイベントが中止となった。

イ 市民権利擁護委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した。

(ア) 令和2年5月29日、Freedom / 大阪ダルク主催オンライン・アクション連続講座 第1回「リフレクティブ・プラクティス～援助者の自己洞察」

(イ) 令和2年8月30日、渡邊洋次郎×松本俊彦オンライントークイベント「『自己責任社会』で弱さを抱えて生きていく」

(ウ) 令和2年9月10日、大阪府こころの健康総合センター主催「依存症相談対応・基礎研修」

(エ) 令和3年1月10日、第27回関西アルコール関連問題学会 和歌山大会 プレ企画【オンラインシンポジウム】「コロナ禍での依存症支援、活動から見えてきたもの」

ウ 会員研修会の開催

(ア) 「養育費不払い問題に対する実務～改正民事執行法をふまえて～」(令和2年11月12日) 講師：弁護士 西部 智子 氏

(イ) 【倫理研修】「依存症を抱えた依頼者からの相談についての心構え」(令和2年12月14日) 講師：リカバリハウスいちご職員・介護福祉

士・生活支援員 渡邊 洋次郎 氏

(ウ)【倫理研修】「司法書士として、自死問題への関わり方、相談があった時の対応」(令和3年3月12日)講師:日司連 市民の権利擁護推進室 自死問題対策部会 副部長 濱田 なぎさ 氏

エ 国が行う持続化給付金申請手続に関する支援事業への助成196件、及び家賃支援給付金申請手続に関する支援事業への助成31件を行った。

20 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 総会の開催

令和2年5月23日、ホテル日航大阪にて第135回定時総会を実施した。

(2) 慶弔、表彰

会員及びその家族の訃報に対し、慶弔規程に基づき弔意を表した。また、会員の慶事表彰に対し、定時総会において祝意を表すとともに記念品を贈呈した。

(3) 役員等選挙の実施

令和2年5月23日、第135回定時総会において、日司連代議員の補欠選任及び予備代議員の選任を行った。

(4) 綱紀調査委員、量定意見小理事会参与の選任

令和2年5月23日、第135回定時総会において、綱紀調査委員選任を行った。また、量定意見小理事会参与については今年度の選任はなかった。

(5) 木曜会の開催

新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度の木曜会は書面交換の方法による開催となった。連絡事項・協議結果については、会務通信、会員専用ホームページ等にて周知した。

(6) 筆界特定制度の対応

筆界特定五者連絡協議会に参加し、大阪法務局に対し筆界特定委員の推薦を行った。

(7) 事務局体制の整備

(8) 事務局のIT化推進

ペーパーレス化検討ワーキングチームにて、事務局のペーパーレス化及びIT化の推進について検討した。

(9) 事務局職員の福利厚生

(1 0) 会館の管理運営・防災対策

ア 危機管理対策ワーキングチームにおいて大阪府内と市区町村を災害時の協定締結を促進し、大阪府、守口市、和泉市、枚方市と災害協定を締結した。

イ 災害発生時に備え、会館に備蓄すべき物品について検討し、まず、非常時の電源確保や備蓄品の購入をした。

ウ 会館の全照明をLED化した。

エ 新型コロナウイルス感染症対策のため、会館入口に自動手指消毒器を設置した。

(1 1) 会員証の更新

(1 2) 会費滞納者の対応

3か月ごとに滞納者への通知を行った。

(1 3) 会館維持協力金の請求、管理

未納付の会員及び元会員65名に対して督促し、納入されなかった4名を大阪簡易裁判所へ提訴した。また、過年度に提訴した会員で未納付となっていた5名に対して強制執行をした。結果、合計974万9087円の納入があった。

(1 4) 会則・諸規則・諸規定等の見直し

会則及び諸規則・諸規程等の改正及び検討を行った。

(1 5) 組織・財政・事業の改善に関する検討

今年度は、検討を行わなかった。

(1 6) 支部事業に対する助成

ア 支部研修開催支援として、助成金の交付を行った。

イ 支部相談事業支援として、助成金の交付を行った。

ウ 支部広報活動事業支援として、助成金の交付を行った。

(1 7) 大阪司法書士会史第4巻の編纂作業

第4巻の発行に向けて資料収集を行った。

(1 8) 会館図書室の管理

図書の管理を行い、加除形式の図書に関して見直しを行った。また、図書

の分類・配架の見直し等の大幅な整理作業を行った。

(1 9) 関連団体との交流

ア 令和2年6月23日、令和3年1月13日、リーガルサポート大阪と協議会（Zoomによるオンライン開催を含む。）を開催した。

イ 令和3年1月29日、大阪司法書士政治連盟と協議会を開催した。

(2 0) 東京司法書士会との協議会の開催

令和2年11月13日、東京司法書士会と協議会をオンライン（Zoom）にて開催し、全体会議及び担当部署別の協議を行った。

(2 1) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今年度は行わなかった。

(2 2) 韓国ソウル中央地方法務士会との交流

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今年度は行わなかった。

(2 3) 自由業団体連絡協議会への参画

今年度は大阪自由業団体連絡協議会の事業は開催されなかった。